

【環境経営レポート】

有限会社 河野組

【対象期間】 令和6年度(2024年度)

2024年4月1日～2025年3月31日



【作成日】2025年5月30日

【改訂日】2025年6月27日



《目次》

I.	環境経営方針	P2
II.	組織概要	P3
III.	事業活動	P5
IV.	実施体制	P9
V.	環境経営目標及び達成状況	P10
VI.	主な環境経営計画と評価結果	P14
VII.	主な取り組み内容と次年度の活動	P15
VIII.	SDGsへの取り組み	P16
IX.	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結並びに違反・訴訟等の有無	P18
X.	代表者による全体評価と見直し・指示	P18



I.環境経営方針

- 当社は、産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業において、適正処理とリサイクル推進に積極的に取り組み、環境負荷の削減に努めます。
 - 産業廃棄物の収集運搬業及び中間処理業を通じて、環境目標・活動計画を定め、継続的な改善に努めます。
 - 当社従業員に対し環境保全に関する理解と意識の向上を図ります。
1. 二酸化炭素排出量の削減を推進（電力、燃料）
 2. 節水に取り組み、水使用量の削減を推進
 3. 廃棄物分別化を推進し、中間処理後の再生化（リサイクル）率の向上を図る
 4. 収集運搬サービスの品質維持
 5. 環境関係法規及び条例等を遵守
 6. 地域社会との共生

【制定日】平成 27 年 9 月 1 日

【改訂日】令和 6 年 10 月 1 日

有限会社 河野組

代表取締役 河野高康

II. 組織概要

1. 名称及び代表者名

有限会社 河野組 代表取締役 河野 高康

2. 創業年

昭和 50 年

3. 法人設立

平成 4 年 10 月 22 日

4. 認証登録の対象

以下の全組織・全活動を対象範囲とする

組織(1)本社・処理工場:岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地

組織(2)倉 庫:岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10

活動(1)産業廃棄物収集運搬

活動(2)産業廃棄物中間処理

活動(3)特別管理産業廃棄物収集運搬

5. 環境管理責任者氏名及び連絡先

代表取締役 河野 高康 TEL:0585-32-3746/FAX:0585-32-3432

6. 事業内容

(1)産業廃棄物収集運搬業(石綿含有産業廃棄物含む)

(2)産業廃棄物中間処理業(選別・破砕・焼却)

(3)特別管理産業廃棄物収集運搬業(医療廃棄物)

7. 事業規模

(1)資本金 300 万円

(2)売上高 (2023 年 8 月～2024 年 7 月) 241,355 千円 ※弊社事業年度に準ずる

(3)年間処分量 (2024 年 4 月～2025 年 3 月) ※県への実績報告年度に準ずる

収集運搬量(産業廃棄物)	5142.02 t
収集運搬量(特別管理産業廃棄物)	7.45 t
中間処理量	5097.59 t

(4)従業員数 11 名 (2024 年 3 月 31 日現在) ※役員 4 名除く

(5)延べ床面積

本社	処理施設①(焼却・破砕)	処理施設②(積替え保管施設)
320 m ²	935 m ²	592 m ²

8. 事業年度

8 月 1 日～7 月 31 日



9. 沿革

- (1) 昭和 50年 4月 総合建設の清掃片付業 「河野組」設立
- (2) 平成 4年 10月 社名を「有限会社 河野組」に変更 河野宗平が代表取締役就任
- (3) 平成 5年 1月 岐阜県 産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (4) 平成 5年 5月 岐阜県 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (5) 平成 6年 5月 岐阜県 産業廃棄物処分業 許可取得
- (6) 平成 7年 10月 愛知県 産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (7) 平成 7年 10月 三重県 産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (8) 平成 15年 10月 河野明平が代表取締役就任 河野宗平は取締役会長に就任
- (9) 平成 15年 11月 廃棄物再生事業者登録 廃対第425号 登録番号37号 認定
- (10) 平成 17年 10月 三重県 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (11) 平成 18年 2月 滋賀県 産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (12) 平成 22年 8月 河野勝二が代表取締役就任
- (13) 平成 23年 3月 大阪府 産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (14) 平成 23年 3月 大阪府 特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可取得
- (15) 平成 28年 6月 エコアクション 21 認証・登録
- (16) 平成 29年 4月 岐阜県 産業廃棄物収集運搬業 優良産廃処理業者認定制度 許可取得
- (17) 平成 29年 4月 岐阜県 特別管理産業廃棄物収集運搬業 優良産廃処理業者認定制度 許可取得
- (18) 平成 29年 6月 岐阜県 産業廃棄物処分業 優良産廃処理業者認定制度 許可取得
- (19) 令和 6年 10月 河野高康が代表取締役就任 河野勝二は取締役会長に就任

優良産廃事業者(※)

です

建設産業廃棄物の

収集運搬、中間処理・処分は

安心して当社にお任せください

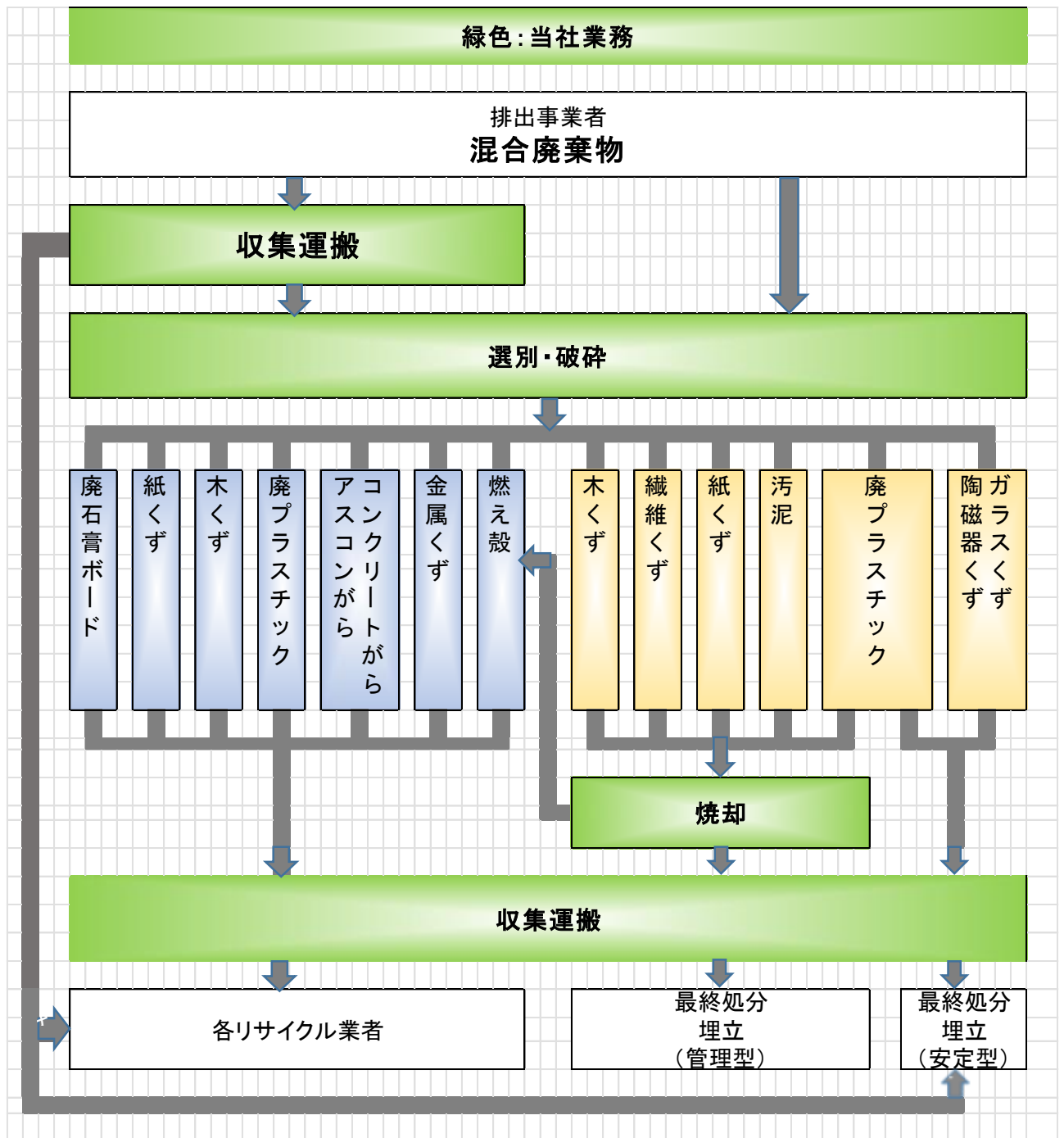


(※)優良産廃事業者

優良基準(産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)に適合する旨の都道府県知事・政令市長の認定を受けた産業廃棄物業者

Ⅲ 事業活動

1. 産業廃棄物処理フロー図



2. 収集運搬業

(1) 産業廃棄物

事業	産業廃棄物の種類	備考
積替え・保管を 除く	燃え殻、汚泥、ゴムくず 以上 3 種類	左記 3 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。また、水銀含有ばいじん等を含む。
積替え・保管を含む*	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類 以上 7 種類	左記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

* 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(ア) 所在地: 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10

(イ) 保管面積: 18m²

(ウ) 保管上限: 20m³

(エ) 高さ: 1.50 m

(2) 特別管理産業廃棄物

	産業廃棄物の種類
積替え、保管を 除く	腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等 以上 3 種類
積替え、保管を 含む	該当なし

(3) 保有車両 計 11 台(令和 7 年 3 月 31 日付)

車両	台数
キャブオーバー	3
脱着装置付コンテナ専用車	5
ダンプ	1
冷蔵冷凍庫車	1
バン	1

3. 処分業

(1) 事業の範囲

事業	産業廃棄物の種類	備考
中間処理 (焼却)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上 5 種類	左記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
中間処理 (破碎・選別)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類 以上 7 種類	左記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
中間処理 (破碎)	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類 以上 5 種類	左記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。左記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 施設

種類	焼却施設	破碎・選別施設	破碎施設
設置場所	岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地	岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10	岐阜県揖斐郡大野町大字上秋字桑下 34 番地
設置年月日	平成 6 年 5 月 11 日	平成 13 年 6 月 21 日	平成 16 年 4 月 30 日
許可年月日	平成 6 年 1 月 19 日	—	—
許可番号	岐阜県指令環整第 25 号の 14	—	—
届出 右記の法・ 条令に従い 届出済	大気汚染防止法 ダイオキシン特措法 揖斐郡消防組合火災予防条例	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(小規模産業廃棄物処理施設)	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(小規模産業廃棄物処理施設)
処理能力	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 2.8t/日(0.35t/時間) 以上 5 種類	・廃プラスチック類 4.24t/日(0.53t/時間) ・紙くず 2.4t/日(0.3t/時間) ・木くず 4.24t/日(0.53t/時間) ・繊維くず 1.68t/日(0.21t/時間) ・金属くず 1.56t/日(0.195t/時間) ・ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず 2.3t/日(0.288t/時間) ・がれき類 1.06t/日(0.288t/時間) 以上 7 種類	・廃プラスチック類 2.952t/日(0.369t/時間) ・木くず 4.424t/日(0.553t/時間) ・金属くず 4.184t/日(0.523t/時間) ・ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず 4.424t/日(0.553t/時間) ・がれき類 4.184t/日(0.523t/時間) 以上 5 種類
備考	上記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。	上記 7 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	上記 5 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 処分方法

廃棄物の品目	処分方法	契約他社最終処分方法
金属くず、がれき類、木くず、紙くず、廃プラスチック類	選別・破碎	再生
ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類(※1)	選別・破碎	安定型埋立
木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、汚泥 木くず、紙くず、繊維くず(※2)	選別・破碎・焼却 選別・破碎	燃えがら(再生) 管理型埋立

(※1)再生以外のもの

(※2)再生または焼却以外のもの

4. 許可内容

自治体名	事業概要	許可番号	許可年月日/ 許可有効年月日
岐阜県(優)	産業廃棄物処分業	第 02121001383 号	令和 6 年 6 月 13 日 令和 13 年 6 月 12 日
岐阜県(優)	産業廃棄物収集運搬業	第 02111001383 号	令和 6 年 4 月 25 日 令和 13 年 4 月 24 日
岐阜県(優)	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 02151001383 号	令和 6 年 4 月 25 日 令和 13 年 4 月 24 日
愛知県	産業廃棄物収集運搬業	第 02300001383 号	令和 2 年 10 月 2 日 令和 7 年 10 月 1 日
三重県	産業廃棄物収集運搬業	第 02400001383 号	令和 2 年 11 月 16 日 令和 7 年 10 月 18 日
三重県	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 02450001383 号	令和 3 年 1 月 5 日 令和 7 年 10 月 5 日
滋賀県	産業廃棄物収集運搬業	第 02501001383 号	令和 3 年 2 月 23 日 令和 8 年 2 月 22 日
大阪府	産業廃棄物収集運搬業	第 02700001383 号	令和 3 年 3 月 30 日 令和 8 年 3 月 29 日
大阪府	特別管理産業廃棄物収集運搬業	第 02750001383 号	令和 3 年 3 月 30 日 令和 8 年 3 月 29 日

(優)優良産廃処理業者認定:優良な産業廃棄物処理業者を評価し、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的として、平成 22 年の廃棄物処理法改正により創設。具体的には、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者(優良認定業者)について、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備している。

< 産業廃棄物 >

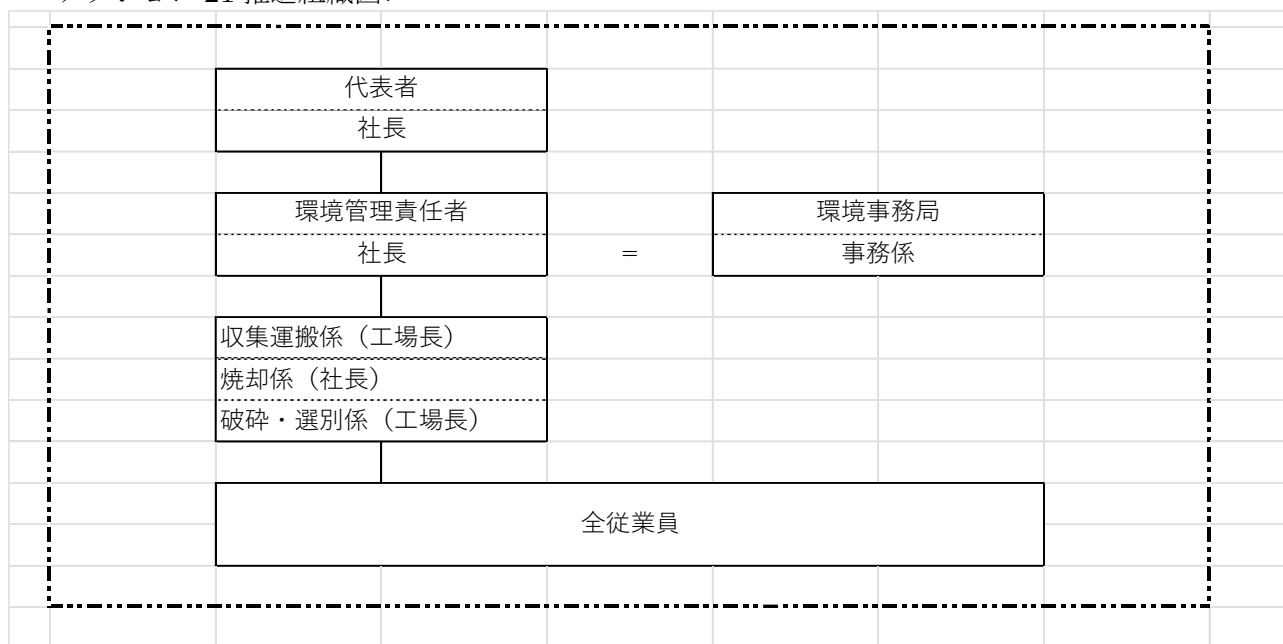
品目/自治体	岐阜県(優) (処分)	岐阜県(優) (収運)	愛知県 (収運)	三重県 (収運)	滋賀県 (収運)	大阪府 (収運)
紙くず	○	○	○	○	○	-
木くず	○	○	○	○	○	-
繊維くず	○	○	○	○	○	-
金属くず	○	○	○	○	○	○
廃プラスチック類	○	○	○	○	○	○
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	○	○	○	○	○	○
がれき類	○	○	○	○	○	-
汚泥	○	○	○	○	○	-
ゴムくず	-	○	-	○	-	○
燃え殻	-	○	○	○	-	-
鉱さい	-	-	-	○	-	-

< 特別管理産業廃棄物 >

品目/自治体	岐阜県(優)(収運)	三重県(収運)	大阪府(収運)
腐食性廃アルカリ	○	-	-
感染性産業廃棄物	○	○	○
特定有害廃石綿等	○	○	-

IV. 実施体制

<エコアクション 21 推進組織図>



<役割・責任・権限>

	役割・責任・権限
代表者 (社長)	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境方針の策定・見直し及び全従業員への周知 環境目標・環境経営計画書を承認 代表者による全体の評価と見直しの実施 環境経営レポートの承認
環境管理責任者 (社長)	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築・実施・管理 環境関連法規等の取りまとめ表を承認 環境目標、環境経営計画書を確認 環境経営レポートの確認
環境事務局 (事務員)	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐、EA21 推進委員会の事務局 環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 環境目標、環境経営計画書原案の作成 環境活動の実績集計 環境関連法規等の取りまとめ表の作成及び最新版管理 環境関連法規等の取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境経営レポートの作成、公開 (事務所に備付と地域事務局への送付)
収集運搬係 (工場長) 焼却係 (社長) 破碎・選別係 (工場長) 事務係 (事務員)	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の周知 従業員に対する教育訓練の実施 環境経営計画の実施及び達成状況の報告 必要な手順書の作成及び手順書による実施 想定される事故及び緊急事態への対応の為の手順書作成 問題点の発見、是正、予防処置への実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加



V. 環境経営目標及び達成状況

1. 中期目標の設定 基本的に 削減:基準年度から1%/年 向上:基準年度から1%/年 とする

- ① 目標の重視点を二酸化炭素の「総排出量」ではなく、「原単位」とする。
- ② 数年間のDATAにより、二酸化炭素排出量は産業廃棄物量及び売上高とほぼ連動していることが分かってきた(V.環境経営目標及び実績内グラフ参照)。よって原単位を算出し、重視目標を「原単位目標」する事により、廃棄物量及び売上高の増減に影響されることなく各項目の効率をわかりやすく表し、改善に向けた取組を行えるようにする。
- ③ 排出原単位:一定量の廃棄物を収集運搬または処分する過程で排出する二酸化炭素排出量
エネルギー原単位:一定量の廃棄物を収集運搬または処分する過程で必要とするエネルギー
- ④ 特に「電力」、「軽油」、「再資源化率」の3項目を重視項目とし、目標達成(改善)に向けた取組に努める。
- ⑤ 地下水は産業廃棄物の分別処理における粉塵飛散防止のための散水及び焼却炉のスクラバーに使用している。2016年度から地下水使用量の計量を開始したが、いずれも環境保全上欠かせないものであるため、削減目標は設定せず、基準年度同等を目安に管理する。
- ⑥ 中間処理後の産業廃棄物については管理項目に加え、管理指標は再生化率の向上とする。
(※)再資源化等:中間処理後の再資源化廃棄物量+有価物量の合計
- ⑦ 化学物質(苛性ソーダ、PAC)についても焼却炉の中和剤として業務上欠かせないものであるため、削減目標は設定しない。
- ⑧ 自社より排出する廃棄物については、排出量のごく少量の為、削減目標は設定しない。

項目	単位	基準値	目標				
		2020年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	
総二酸化炭素排出量	kg-CO2	164,943	158,345	156,696	155,046	153,397	
電力	総計 二酸化炭素	kg-CO2	46,606	44,742	44,276	43,810	43,344
	電力 排出原単位(電力総計kg-CO2/中間処理量)		9.13	8.76	8.67	8.58	8.49
	高压	kg-CO2	46,135	44,290	43,828	43,367	42,906
	低压・従量灯	kg-CO2	471	452	447	443	438
化石燃料	総計 二酸化炭素	kg-CO2	118,337	113,604	112,420	111,237	110,053
	GSレギュラー	kg-CO2	1,695	1,627	1,610	1,593	1,576
	軽油	kg-CO2	116,124	111,479	110,318	109,157	107,995
	軽油 排出原単位(軽油kg-CO2/収集運搬量)		21.99	21.11	20.89	20.67	20.45
	灯油	kg-CO2	518	497	492	487	482
	灯油 排出原単位(灯油kg-CO2/中間処理量)		0.10	0.10	0.10	0.10	0.09
水	水道水	m3	259	249	246	243	241
	地下水	m3	3,877	3,877	3,877	3,877	3,877
	地下水 エネルギー原単位(地下水使用量m3/中間処理量)		0.76	0.76	0.76	0.76	0.76
廃棄物	収集運搬量	t	5281	-	-	-	-
	中間処理量	t	5107	-	-	-	-
中間処理後の再生	最終処分	t	1,036	-	-	-	-
	再資源化等(※)	t	2,283	-	-	-	-
	合計	t	3,320	-	-	-	-
	再生化率	%	68.8	71.5	72.2	72.9	73.6
ビスの運搬物資サ維!	・エコドライブ(急発進急加速をしない、急ブレーキをしない、アイドリングストップ等)						
	・マニフェスト・運搬伝票による適切な記録・管理						
	・収集運搬先担当者とのコミュニケーション(指示に従う、意見交換する等)						
その他	・環境関連法規及び条例等の遵守						
	・化学物質の適正管理・使用						
	・自社から排出する廃棄物の分別徹底						
	・従業員の環境保全に関する理解と意識の向上						
	・地域社会との共生						

2. 対象期間(2024年4月～2025年3月)の目標及び達成状況と評価

・総二酸化炭素排出量目標達成

・電力:電力会社(高圧のみ)が「CO2フリー電気」を達成し、排出係数がゼロになったことにより二酸化炭素排出量(kg-CO2)が大幅に減少した。それに伴い排出原単位も良い数値がでた。

・化石燃料:二酸化炭素排出量及び原単位ともに目標は達成したが、昨年度と比べると原単位が増加している。エコドライブの再度の周知と無駄のない運搬経路指示を心掛ける必要がある

・水:昨年度と比べると原単位が増加している。環境保全上欠かせないものであるため、削減目標は設定せず基準年度同等を目安に管理することとしているが、焼却炉稼働率は昨年度より減っているのどこかで無駄な使用があったのか。節水を心掛けたつもりだが、再度社内と呼びかけをし、次年度以降も引き続き努力する。

・中間処理後の再生化率向上目標達成。選別作業においてより細分化した結果、再生化率向上に繋がった。今後も継続していきたい。また、中間処理後の再生先の開拓も行っていきたい。

・環境関連法規及び条例等の遵守:焼却炉・破砕機・化学物質等の適正管理、車両や重機の点検等、遵守できた。違反等の指摘なし。

・環境保全に対する理解と意識の向上:従業員個々にばらつきがあるように見受けられるので、全員の意識が慣例化するよう今後も指導していきたい。

項目	単位	基準値	目標	達成状況	評価	
		2020年度	2024年度	2024年度		
総二酸化炭素排出量	kg-CO2	164,943	158,345	103,987	○	
電力	総計 二酸化炭素	kg-CO2	46,606	44,742	304	○
	電力 排出原単位(電力総計kg-CO2/中間処理量)		9.13	8.76	0.06	○
	高圧	kg-CO2	46,135	44,290	0	○
	低圧・従量灯	kg-CO2	471	452	304	○
化石燃料	総計 二酸化炭素	kg-CO2	118,337	113,604	103,683	○
	GSレギュラー	kg-CO2	1,695	1,627	529	○
	軽油	kg-CO2	116,124	111,479	102,544	○
	軽油 排出原単位(軽油kg-CO2/収集運搬量)		21.99	21.11	19.94	○
	灯油	kg-CO2	518	497	610	×
	灯油 排出原単位(灯油kg-CO2/中間処理量)		0.10	0.10	0.12	×
水	水道水	m3	259	249	98	○
	地下水	m3	3,877	3,877	2,636	○
	地下水 エネルギー原単位(地下水使用量m2/中間処理量)		0.76	0.76	0.52	○
産業廃棄物中間処理後の再生化率	%	68.8	71.5	78.9	○	
収集運搬サービスの品質維持	—	—	—	—	○	
環境関連法規及び条例等の遵守	—	—	—	—	○	
化学物質の適正管理・使用	—	—	—	—	○	
自社から排出する廃棄物の分別徹底	—	—	—	—	○	
環境保全に関する理解と意識の向上	—	—	—	—	○	
地域社会との共生	—	—	—	—	○	

※電力排出係数(基準値:高圧0.533、低圧・従量灯0.426)(2024年度:高圧0.000、低圧・従量灯0.421)

※燃料排出係数(GS2.32、軽油2.58、灯油2.49)

○:目標達成 ×:目標未達

3. 主な環境負荷の過去実績

総二酸化炭素排出量は、ほぼ売上高に連動して増減している。

化石燃料は、軽油、ガソリン、灯油で構成され、ほとんどが収集運搬のために使用する軽油である。

電力の排出係数(調整後)は年度毎に異なる。環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」参照。

総二酸化炭素排出量増減の主要因は軽油使用量で、この削減が今後の主な課題であるが、収集運搬量が増えれば軽油使用量も増える為、総排出量ではなく原単位数値の増減を目標設定及び達成評価の重視点としたい。

項目		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
総二酸化炭素排出量		註3 kg-CO2	164,949	149,406	154,381	133,885	103,987
電力 総排出量		註3 kg-CO2	46,612	37,420	35,867	16,825	304
化石燃料		註3 kg-CO2	118,337	111,986	118,514	117,060	103,683
売上高		註1 千円	203,800	218,100	214,000	241,000	
収集運搬量		註2 t	5,281	5,098	5,936	6,364	5,142
中間処理量		註2 t	5,107	4,667	5,547	5,963	5,098
中間 後の 処理	処分量	註2 t	3,320	3,342	4,087	3,890	3,575
	再資源化等(※)	註2 t	2,283	2,223	3,141	3,048	2,822
	再生化率	註2 %	69	67	77	78	79

(※)再資源化等:中間処理後の再資源化廃棄物量+有価物量の合計

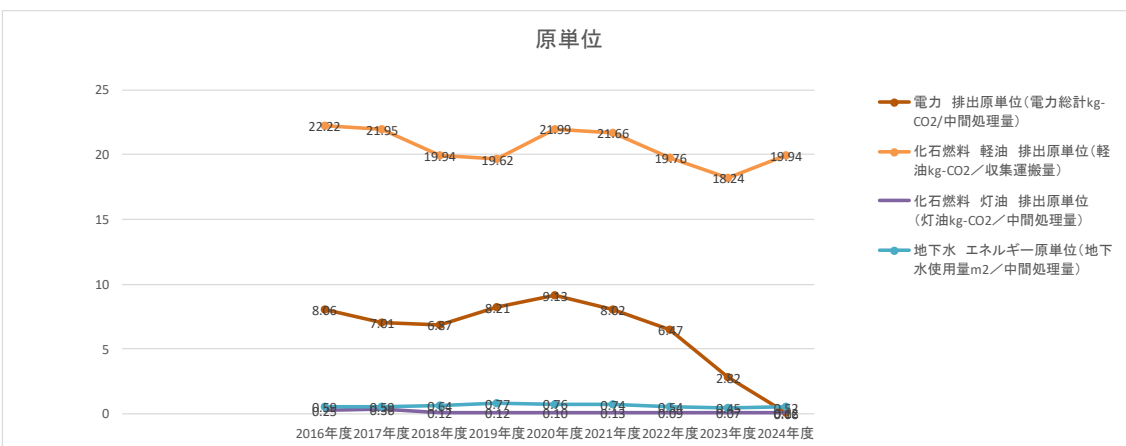
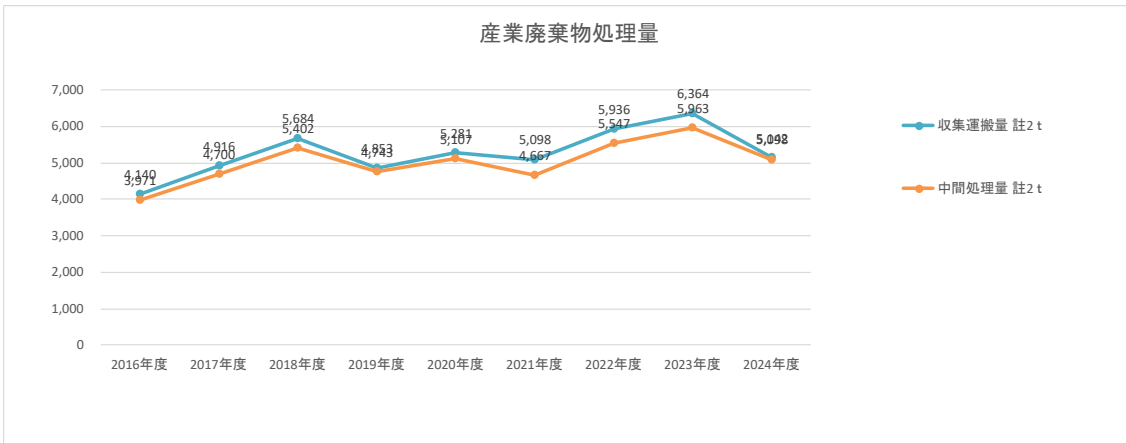
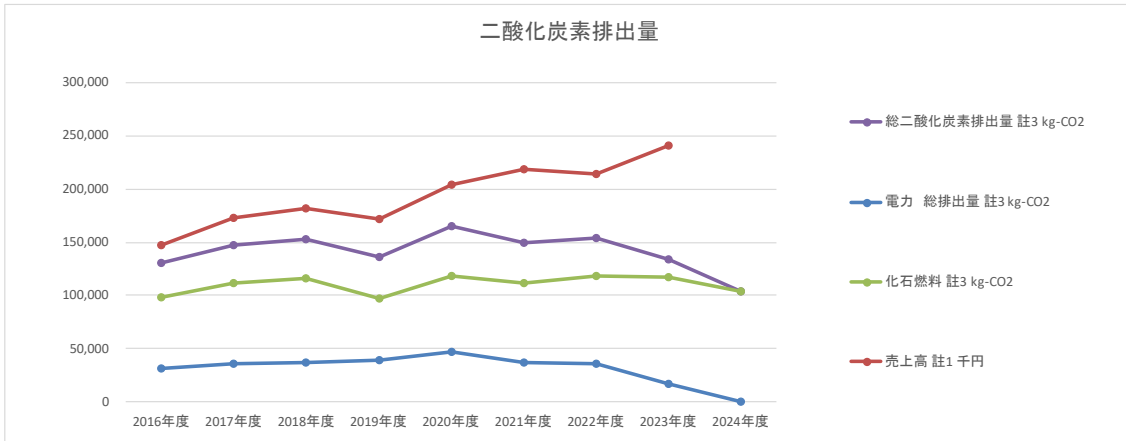
註1:当事業年度による集計(8月1日~7月31日)

註2:県への実績報告による年度集計(4月1日~3月31日)

註3:年度集計(4月1日~3月31日)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
電力 排出原単位(電力総計kg-CO2/中間処理量)	9.13	8.02	6.47	2.82	0.06
化石燃料 軽油 排出原単位(軽油kg-CO2/収集運搬量)	21.99	21.66	19.76	18.24	19.94
化石燃料 灯油 排出原単位(灯油kg-CO2/中間処理量)	0.10	0.13	0.09	0.07	0.12
地下水 エネルギー原単位(地下水使用量m2/中間処理量)	0.76	0.74	0.54	0.45	0.52





VI. 主な環境経営計画と評価結果

項目		環境経営計画を達成する為の取組	責任部門／責任者	評価
電 気	高圧	・焼却炉の適正管理・使用	処理施設内： 社長、工場長	○
	低圧・従量灯	・空調機の温度設定（夏季26℃/冬季23℃）±1℃		事務所内：事務局
		・不必要照明の消灯、終業帰宅時の電源OFF確認	○	
		・OA機器の省エネモード設定	○	
		・省エネ機器への順次移行、予算化	○	
燃 料	軽油・GS	・車両（重機）の点検及び整備	車両・重機： 社長、工場長	○
		・エコドライブ（急発進・急加速・急ブレーキをしない）		○
		・アイドリングストップ（収集運搬先での待機中など）	記録担当：事務局	○
		・走行距離が最短になるように運行管理・計画		△
		・低燃費車両の導入・予算化		○
	灯油	・焼却炉適正管理・使用	暖房器具： 社長、工場長	○
		・暖房器具 休憩時のみ使用（作業時は消火）※冬季のみ		○
水	上下水共通	・日常的な節水の呼びかけ	社長、工場長	○
		・漏水のチェック		○
		・毎月の使用量を計測・記録	記録担当：事務局	○
産業廃棄物の再生化率の向上		・分別を徹底し、種類に合った処分方法で処理する ・リサイクル業者の把握、優先利用	全従業員	○ ○
産業廃棄物の収集運搬サービスの品質維持		・エコドライブ（急発進・急加速・急ブレーキをしない）及びアイドリングストップ ・マニフェスト・運搬伝票による適切な記録・管理 ・取引先担当者とのコミュニケーション（指示に従う、意見交換する等）	全従業員	○ ○ ○
その他		・環境関連法規及び条例等の遵守 ・化学物質の適正管理・使用 ・自社から排出する廃棄物の分別徹底 ・従業員の環境保全に関する理解と意識の向上の為の教育 ・地域社会との共生	全従業員	○ ○ ○ ○ ○

VII. 主な取り組み内容と次年度の活動

項目		取組結果	次年度取組内容
電気	高圧	<ul style="list-style-type: none"> ・炉内の清掃、点検、修理等、都度必要に応じて対処した。 ・電気保安講習会受講（6月/中部電気保安協会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、炉内及び関連部品の清掃、点検、修繕、買換え等、必要に応じた対処をし、安全な管理・使用に努める
	低圧・従量灯	<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社の見直し（令和6年1月より変更） ・節電シールを貼るなどし、また朝礼や作業時の呼びかけを心がけた。 ・温度設定は業務に支障のない範囲で極力目標℃に設定した。 ・事務所：ネット環境の見直し（プラン変更）。作業効率アップにより残業削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続。 ・まだ個々の意識の向上にバラつきがあるので、全員の意識が慣例化するよう今後も呼びかけを続けたい。
燃料	軽油・GS	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・重機の定期点検&必要に応じた修理 ・継続取組：運転日誌の記入（走行メーターを記録）をし、行程に無駄がないか等見直しを心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続。 ・走行キロ数と使用燃料量を表などにまとめて、より詳細な見直しができるよう可能な範囲で改善していきたい。
	灯油	<ul style="list-style-type: none"> ・炉内の清掃、点検、修理等、都度必要に応じて対処した。 ・終業時に必ず消火確認（コンセント抜き差し含） 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続 ・炉に必要以上の負荷をかけない事が電力削減につながると思うので今後も都度適切に管理・使用していく。
水	上下水共通	<ul style="list-style-type: none"> ・節水シールを貼るなどし、また朝礼や作業時の呼びかけを心がけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続 ・環境保全上欠かせないものである為、削減は難しいが状況に応じ都度適切に対応していきたい。
産業廃棄物の再生化率の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に分別徹底を再指導し、受入後の選別作業工程の改善を図った。 ・リサイクル処分業者の見直し・開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続 ・交流会等があれば参加し、再生化率を向上させる為の情報を得る事が出来ればと思う。
産業廃棄物の収集運搬サービスの品質維持		<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者講習（6月/岐阜県公安委員会） ・収集運搬担当者とはうれんそう（報告連絡相談）を心掛け、意識をもたせるようにした。 ・社外からの苦情等もなかった。 ・電子マニフェストの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続 ・毎年、安全運転管理者講習を受講し、管理者から従業員へ事故防止を図るための指導を行う。 ・個々の偏りをなくし均一な品質維持が出来るよう引き続き指導していきたい。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時等に連絡事項や注意事項などを全体周知 ・緊急時の対応手順書に基づいた緊急事態訓練（7月13日）を実施し、手順の適切性・有効性を確認。 ・健康診断（8月）受診。また、季節、状況に応じた対策を講じ社員の安全と健康の確保を図るよう心掛けた。 ・紙ベースからデータベースへの移行（随時） ・周辺清掃、近隣小学校への小学生新聞寄贈など、継続的な社会貢献活動を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記取組内容を引き続き継続 ・常々「はうれんそう（報告連絡相談）」を心掛け、意見（情報）交換の時間を増やし、より責任感を持って仕事に取り組んでもらえるよう指導したい。 ・作業効率・職場の風通しのよさに繋がるよう、現場（従業員）の声を拾い、活かすよう努力したい。 ・従業員の増員。個々の業務負担が増えないよう求人媒体を活用して従業員確保が必要。

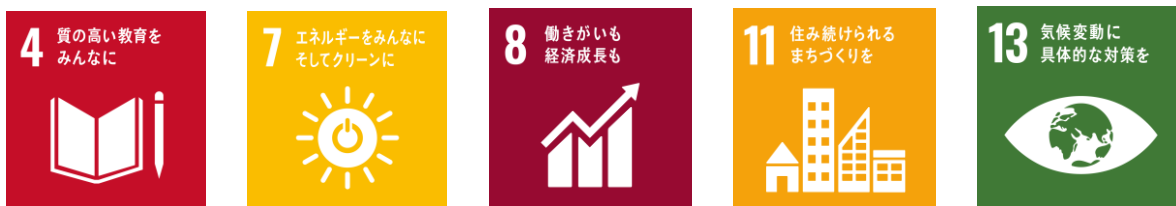
Ⅷ. SDGsへの取り組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals))とは、2015年9月に国連総会で採択された「2030年に向けて国際社会が持続可能な開発の為に取り組むべき17の目標」です。

弊社は持続可能な開発目標(SDGs)の理念に共感し、事業活動を通じて社会の持続的発展に貢献していきたいと思っております。

<環境への取り組み>



●二酸化炭素排出量の削減

- ・電力: 焼却炉の適正管理使用、照明・空調機等の省エネ設定、省エネ機器への順次移行及び予算化
- ・燃料: 車両(重機)点検、エコドライブ、運行管理、低燃費低排出ガス車両の導入及び予算化

●水使用量の削減: 節水の呼びかけ、漏水チェック、定期的な使用量測定及び記録

●廃棄物中間処理後の再資源化率の向上: 分別の徹底、リサイクル及び処理業者の把握・選択

●従業員教育

- ・報連相や意見(情報)交換会等を通じ、環境保全に関する理解と意識の向上
- ・交流を深めることによる風通しの良い職場環境作り

<社会への取り組み>



●サービスの品質維持

- ・適正な業務管理: マニフェスト、伝票管理
- ・エコドライブ(アイドリングストップ、急発進急加速急ブレーキをしない)

●環境関連法規及び条例等の遵守

- ・社外に向けた環境保全・廃棄物等に関する情報提供(ホームページ、産廃ネットでの情報開示)

●地域社会との共生

- ・近隣住民への配慮(周辺清掃、施設からの騒音対策など)
- ・社会貢献活動(近隣小学校への小学生新聞寄贈、環境の日新聞広告掲載など)

<取り組み:安全運転管理者講習受講 (6月)>

管理責任者が受講し、従業員へ交通事故防止を図るための指導を行う

<取り組み:電気保安講習受講 (6月)>

管理責任者が受講し、「電気設備の保安」や「電気の正しい使い方」について理解と知識を深め、従業員へ電気設備や電気機器を安全に使用するための指導を行う



岐阜電力株式会社は、2024年4月1日よりCO₂フリーの電気を供給しており、再生可能エネルギー由来の電力を通じて環境負荷の低減に取り組んでおります。

【CO₂フリー電気の特徴】

・再生可能エネルギー由来
太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギー源から生成した電力を使用しています。

【環境効果と実績】

・CO₂フリー電気供給により、年間のCO₂排出量が大幅に削減され、気候変動対策に寄与しております。

<取り組み:赤い羽根共同募金運動、緑の募金運動>



<その他取り組み>

- ・朝日写真ニュース 朝日小学生新聞 1年分寄贈 (大野町立東小学校)
- ・大野町&本巣市 根尾川花火大会 協賛 (8月)
- ・岐阜新聞 秋の交通安全全国運動・県民運動 広告協賛 (9月)
- ・岐阜新聞 春の交通安全全国運動・県民運動 広告協賛 (3月)

IX. 環境関連法規等の遵守状況の確認 及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	要求事項	遵守状況
廃棄物処理法	産業廃棄物の適正処理全般	○
騒音規制法	該当施設(焼却炉)の届出及び適正管理・使用	○
大気汚染防止法	該当施設(焼却炉)の届出、測定(ばいじん年2回)	○
ダイオキシン類対策特別措置法	該当施設(焼却炉)の届出、測定(ダイオキシン年1回)	○
オフロード法	該当物(重機)の定期検査	○
消防法	該当物(灯油)貯蔵の届出及び適正管理・使用	○
毒物及び劇物取締法	該当物(苛性ソーダ、PAC)の適正管理・使用	○
浄化槽法	保守点検・清掃及び定期検査	○
フロン排出抑制法	該当物(業務用エアコン)の簡易点検	○
岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例	破砕施設の届出	○
岐阜県公害防止条例	該当施設(走行クレーン)の届出	○
公害防止協定(大野町)	協定内容の遵守、産業廃棄物の適正管理	○
揖斐郡消防組合火災予防条例	該当施設(焼却炉)の届出	○

2. 違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の確認及び評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。なお、過去に関係当局より違反等の指摘を受けた事はありません。

X. 代表者による全体評価と見直し・指示

昨年度後半より電力会社（高圧のみ）の見直しを行った結果、電気料金の値下げもさることながら、利用電力会社がCO2フリー（温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数がゼロ）を達成したことにより、CO2排出量（高圧）がゼロになった。エコアクションに取り組んでいく中で非常に有意義な事であり、電力会社の見直しをして良かったと思う。

また、業務に必要な講習の受講や、SDGSに関連する取り組みも引き続き行う事が出来た。今後も常時活動計画を意識しながら日々の業務に努めたいと思う。

環境経営方針、目標・活動計画及び実施体制の見直しについて：今のところ変更の必要性は無く現状の体制ですすめていく事とする。今後状況を見て見直し（変更）が必要となれば次年度以降に反映する。

